

## 【住民税と所得税の計算例】

給与収入が500万円  
無収入の妻と子2人(17歳と13歳)を扶養  
社会保険料50万円 } の場合の住民税と所得税は…

住民税と所得税のおもな人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
一般扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
基礎控除	33万円	38万円	5万円

★住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため(上表参照)、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額することによって、納税者の負担が変わらないようにしています。

### 調整控除

- 課税所得金額が200万円以下の場合
  - ①と②のいずれか小さい額の5%
    - ①人的控除額の差の合計額
    - ②個人住民税の課税所得金額
- 課税所得金額が200万円超の場合
  - {人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%
  - ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

### ◆住民税

給与収入 5,000,000円

①まず、給与収入から給与所得控除額を差し引く

給与所得控除後の金額 3,460,000円	給与所得控除額 1,540,000円
--------------------------	-----------------------

②さらに、所得控除の合計額を差し引く

所得控除後の金額 1,520,000円	所得控除の合計額 1,940,000円
------------------------	------------------------

③市・町民税 県民税それぞれの税率で所得割額を計算する

18年度分	19年度分
課税所得金額 1,520,000円	課税所得金額 1,520,000円
×3% = 45,600円 → 市・町民税の所得割額	×6% = 91,200円 → 市・町民税の所得割額
×2% = 30,400円 → 県民税の所得割額	×4% = 60,800円 → 県民税の所得割額

④定率減税額を計算する。(住民税の所得割額の7.5%、上限2万円)  
(45,600円 + 30,400円) × 7.5% = 5,700円(100円未満切上げ)

⑤住民税の所得割額の合計から定率減税額を差し引き、均等割額を加える  
(市・町民税所得割額)(県民税所得割額)(定率減税額)(市・町民税均等割額)(県民税均等割額)  
45,600円 + 30,400 - 5,700 + 3,000 + 1,400  
**=74,700円(住民税)**

⑥市・町民税と県民税の所得割額から調整控除額を差し引く  
91,200円 - 9,900円 = 81,300円(市・町民税)  
60,800円 - 6,600円 = 54,200円(県民税)

⑦住民税の所得割額に均等割額を加える  
調整後の住民税の所得割額に均等割額を加える  
(市・町民税所得割額)(県民税所得割額)(市・町民税均等割額)(県民税均等割額)  
81,300 + 54,200 + 3,000 + 1,400  
**=139,900円(住民税)**

### ◆所得税

給与収入 5,000,000円

①まず、給与収入から給与所得控除額を差し引く

給与所得控除後の金額 3,460,000円	給与所得控除額 1,540,000円
--------------------------	-----------------------

②さらに、所得控除の合計額を差し引く

所得控除後の金額 1,190,000円	所得控除の合計額 2,270,000円
------------------------	------------------------

③所得税の税率で所得割額を計算する

18年分	19年分
課税所得金額 1,190,000円	課税所得金額 1,190,000円
×10% = 119,000円	×5% = 59,500円(所得税)

④定率減税額を計算する。  
(所得税額の10%、上限12.5万円)  
119,000円 × 10% = 11,900円

⑤所得税額から定率減税額を差し引く  
(100円未満切捨て)  
119,000円 - 11,900円  
**=107,100円(所得税)**

※所得税と個人住民税の納付方法によって、税源移譲の影響が出る時期にズレがあります。  
たとえば、サラリーマンのように、毎月の給料から税金を引かれている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から実施されます。その一方で、事業をされている方は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から実施されます。



### ◆住民税に関するお問合せ先

下田市役所 税務課	0558-22-2218	南伊豆町役場 窓口税務課	0558-62-6222
東伊豆町役場 税務課	0557-95-6201	松崎町役場 窓口税務課	0558-42-3968
河津町役場 窓口税務課	0558-34-1928	西伊豆町役場 窓口税務課	0558-52-1113

### ◆所得税に関するお問合せ先

下田税務署個人課税部門	0558-22-0249
-------------	--------------



# 平成19年度から

市・町民税 県民税

# 住民税が変わります。

## ◆国から地方への税源の移譲が行われます。

各地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。



## ◆定率減税が廃止されます。

平成18年度に縮減され、平成19年度分から廃止されます。

## ◆65歳以上の非課税措置が廃止されました。

合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在、65歳以上であった方には、経過措置が適用されます。

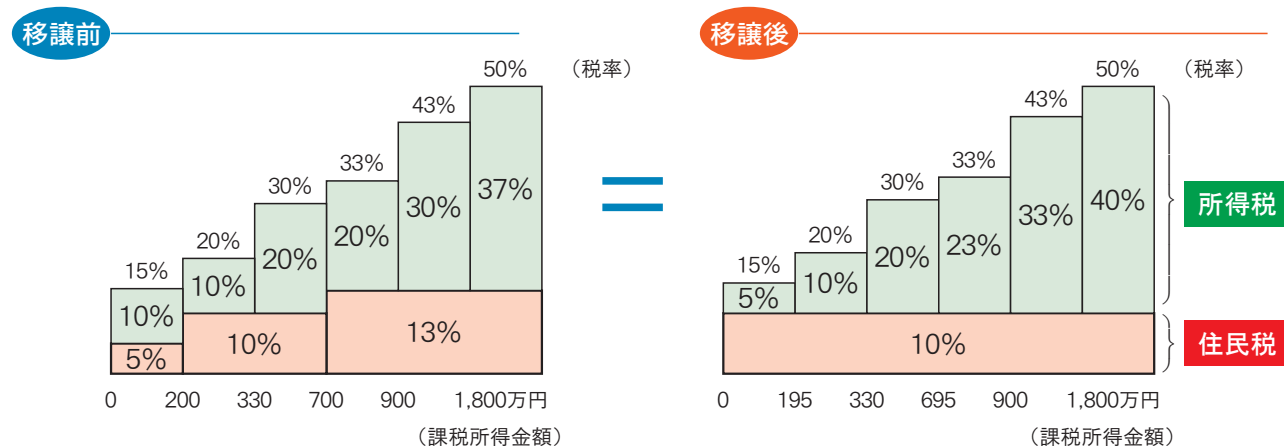
# ●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

## 「何が変わるの?」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## 「どう変わるの?」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。



## ●税源移譲による税負担の増はありませんが、定率減税の廃止及び65歳以上の非課税措置の廃止により、税負担は増となります。

税負担のめやすは、下表のとおりです。

例1 給与所得者(夫婦2人(子のうち1人は特定扶養)のケース)

単位:円

給与収入	住民税		所得税		住民税 + 所得税		差
	18年度分	19年度分	18年分	19年分	18年度分(年分)	19年度分(年分)	
300万円	12,700	13,400	0	0	12,700	13,400	700
500万円	74,700	139,900	107,100	59,500	181,800	199,400	17,600
700万円	185,700	297,900	236,700	165,500	422,400	463,400	41,000
1,000万円	426,400	543,900	619,200	590,500	1,045,600	1,134,400	88,800

例2 年金受給者(65歳以上(配偶者は70歳未満)、夫婦2人世帯のケース)

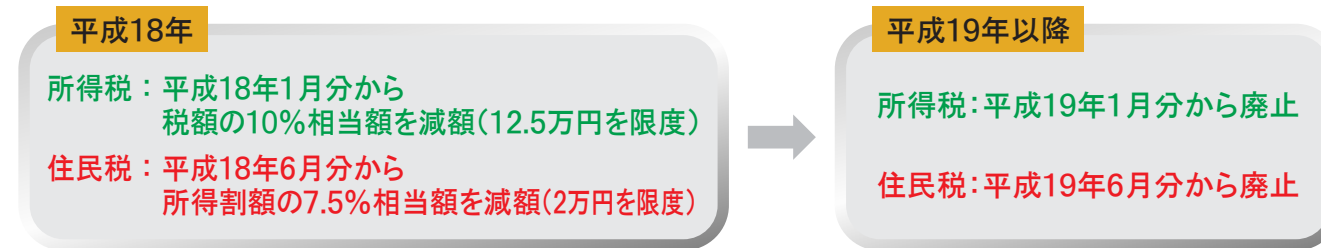
単位:円

年金収入	住民税		所得税		住民税 + 所得税		差
	18年度分	19年度分	18年分	19年分	18年度分(年分)	19年度分(年分)	
225万円	5,700	18,100	16,300	9,100	22,000	27,200	5,200
300万円	49,700	97,400	79,200	44,000	128,900	141,400	12,500
350万円	68,900	139,100	116,800	64,900	185,700	204,000	18,300
400万円	85,100	174,000	148,200	82,300	233,300	256,300	23,000

## ◎税源移譲以外の主な変更点

### ●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)



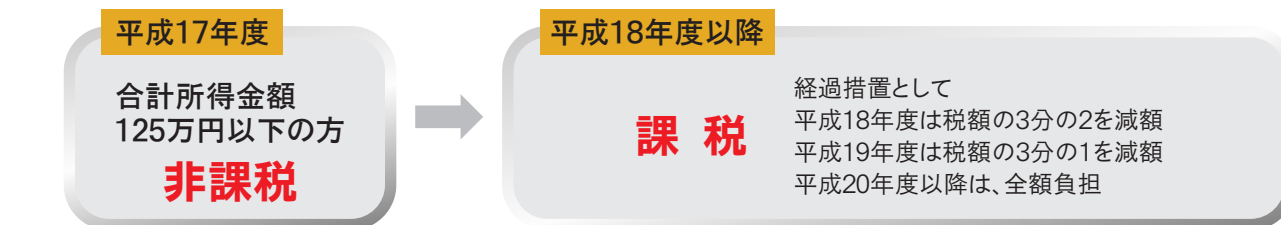
モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入500万円(年額)

	平成18年	平成19年
住民税	76,000円	135,500円
所得割	△5,700円	4,400円
・定率減税	4,400円	
均等割		
所得税	119,000円	59,500円
・定率減税	△11,900円	
合計	181,800円	199,400円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

### ●65歳以上の非課税措置が廃止されました。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。



モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
住民税	非課税	19,900円	37,300円
所得割		△1,500円	△12,434円
・定率減税		△12,267円	
均等割		1,400円	2,800円
所得税	34,800円	34,800円	17,400円
・定率減税	△6,960円	△3,480円	
合計	27,840円	38,853円	45,066円
(税額 27,800円)	(税額 38,800円)	(税額 45,000円)	

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。